



平成28年8月10日

各位

会社名 株式会社構造計画研究所
 代表者名 代表取締役社長 服部 正太
 (JASDAQ・コード4748)
 問合せ先 取締役常務執行役員 湯口 達夫
 電話番号 03-5342-1040

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年9月9日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営の意思決定機能・監督機能をより一層高めるため役付取締役を廃止し、併せて株主総会の招集権者および議長について所要の変更を行うものであります。

また、株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第459条第1項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当が可能となるよう、第42条を新設するほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2 取締役 <u>社長</u> に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>代表取締役</u> が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役) 第22条 (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当社の<u>期末配当</u>の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p> <p>(中間配当) 第 43 条 当社は、毎年 12 月 31 日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 42 条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 43 条 当社の<u>剰余金の配当</u>の基準日は、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日および 12 月 31 日とする。</p> <p>(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 9 月 9 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 9 月 9 日 (金曜日)

以上